

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 紀美野町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.9%
全職員	71.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	非公表
本庁課長補佐相当職	93.7%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	87.1%
26～30年	96.4%
21～25年	83.6%
16～20年	73.2%
11～15年	88.7%
6～10年	83.0%
1～5年	103.4%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」は、行政職給料表(一)(二)の適用を受ける職員を対象に算出しています。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、再任用職員と1週間の勤務時間が20時間以上の会計年度任用職員を対象に算出しています。
- ・2(1)「本庁部局長・次長相当職」は該当する職員がいないため、「—」と表示しています。
- ・2(1)「本庁課長相当職」は女性職員が1名であるため、非公表としています。
- ・2(2)「36年以上」は女性職員がいないため、「—」と表示しています。
- ・扶養手当が支給されている男性職員の割合は約85%、住居手当が支給されている男性職員の割合は約88%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。